修道学園創始300周年記念事業

広島修道大学
研究成果発信プログラム

# 明治期日本における法の近代化

―戸惑い、そして、強かに法を使う人びと

**参加費 無料**

日時 2025.12.13(土)
14:00▶16:00
13:30 受付開始

会場 広島修道大学
図書館ライブラリーホール

定員 50名　申込締切 12月11日(木)

参加申込は
こちらから

## 三阪 佳弘
広島修道大学 法学部 教授

「明治初年旧広島控訴院管轄裁判所保存史料から見える紛争解決の実像」

## 居石 正和
広島修道大学 法学部 元教授
島根大学 名誉教授

「明治21(1888)年法律第1号市制施行をめぐって
―近代都市法制受容の一コマ―」

12月8日(月)~19日(金)の期間で
図書館展示ギャラリーにて「明治法曹文庫」の展示も
実施します。(写真は昨年度の様子です。)

Hiroshima Shudo University

SHUDO 300th ANNIV.
道は、未来へつながる


広島修道大学
ひろしま未来協創センター
〒731-3195 広島県広島市安佐南区大塚東一丁目1番1号
TEL 082-830-1114 E-mail gakukou@js.shudo-u.ac.jp

修道学園創始300周年記念事業

広島修道大学　研究成果発信プログラム

# 明治期日本における法の近代化

## ―戸惑い、そして、強かに法を使う人びと

明治期日本は、西欧の法制度を継受することで、それ以前の法のあり方を激変させた。そうした激変は、当時の人びとが日々生活を送る村や町の仕組み、日々の生活から生じる紛争の解決の仕組みなど幅広くに及んだ。人びとはそうした変化に戸惑いながら、それに適応し、逆に強かに用いるようになる。

本プログラムは、広島修道大学法学部で法の歴史研究に携わってきた研究者が、法に直面した人びとの戸惑いと強かさを、広島修道大学「明治期の法と裁判研究会」によって収集されてきた旧広島控訴院管轄区域（中国地方）の裁判所所蔵の裁判史料や、中国地方の地方制度関係史料をいくつか参照しながら、報告するものである。

### 「明治法曹文庫」について

広島修道大学図書館では、現在、山口地方裁判所萩支部、松江地方裁判所および広島地方裁判所等から譲与された図書資料を核として、同館所蔵の関係資料とともに「明治法曹文庫」を構築しています。これらの図書資料群には、明治新政府が成立し、近代的法治国家としての諸制度が整う過程、すなわち幕末から明治30年代頃にかけての学術研究上、貴重な一次資料が多数含まれています。

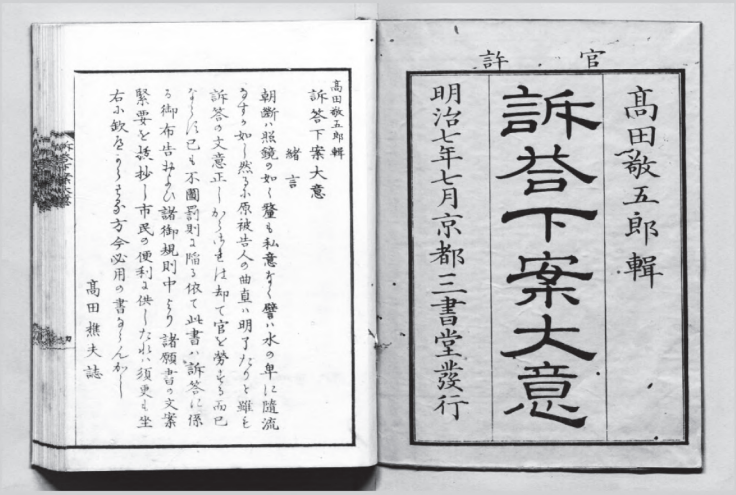


『訴答下案大意』明治7（1874）年
明治期に出版された裁判をする人びとのための手引書の1つで、様々な訴えに応じた訴状のひな形が掲載されている。

### 本学へのアクセス

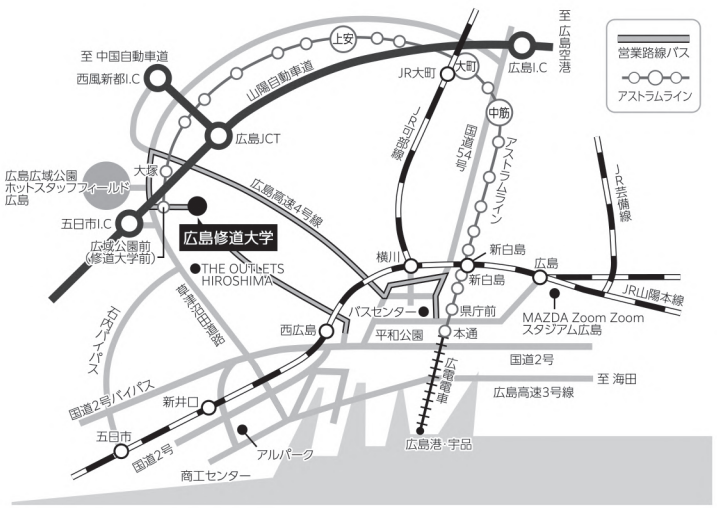


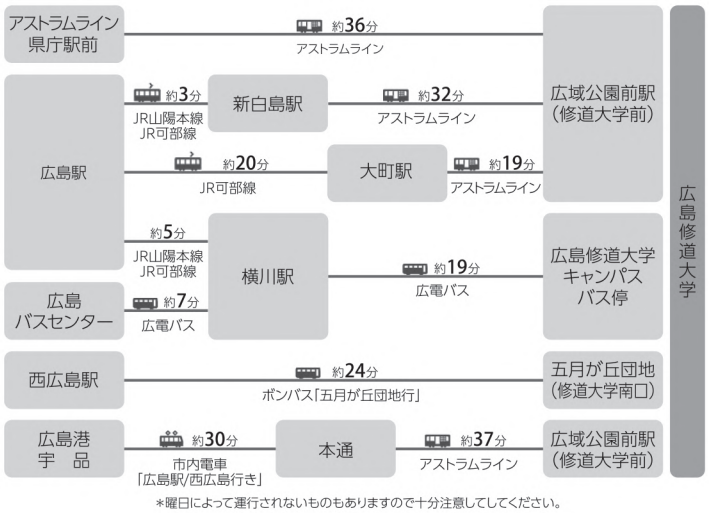


＊曜日によって運行されないものもありますので十分注意してしてください。